

# 精華町災害廃棄物処理計画【概要版】

精華町 令和 5（2023）年 3 月

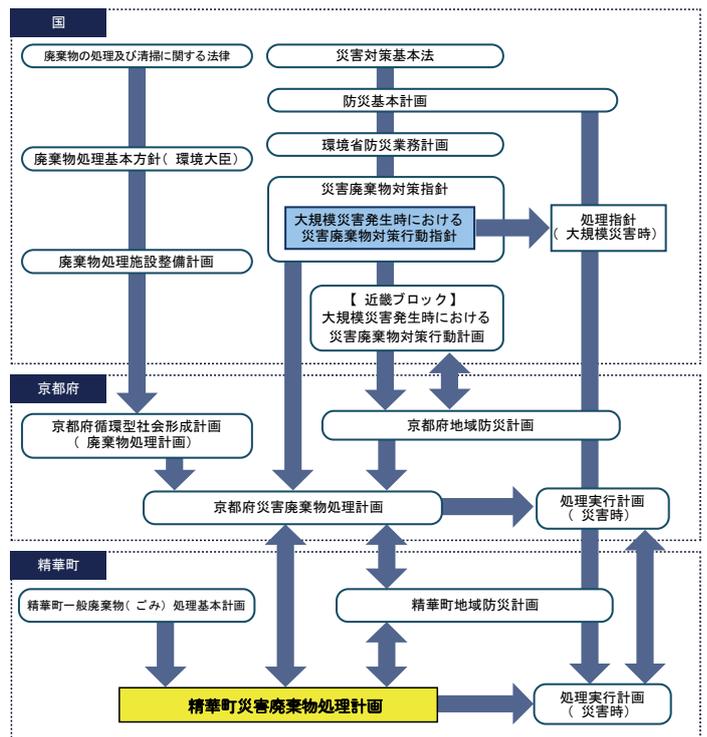
## 1. 策定の目的

精華町災害廃棄物処理計画は、将来発生が予測される大規模災害に備え、精華町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に策定しました。

## 2. 計画の位置付け

災害廃棄物処理計画は、環境省の定めた災害廃棄物対策指針（平成 30 年改定）に基づき策定し、京都府災害廃棄物処理計画及び精華町地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための基本的な考え方、処理方法や処理手順を示すものです。

なお、京都府が作成した市町村向け災害廃棄物処理計画策定マニュアルとも整合に注意して策定し、京都府や応援市町村との連携が図られた内容としています。



## 3. 対象とする災害

本計画では、地震被害のうち最も町内で被害の大きな生駒断層帯地震と木津川氾濫による風水害を対象としています。

それぞれの災害では、以下に示す規模の被害が想定されています。

### ◎地震災害による被害想定

項目	(推定) 建物被害 (棟)		
	全壊	半壊	焼失
生駒断層帯	2,700	3,620	220

### ◎木津川氾濫による被害想定

項目	(推定) 被害想定 (棟)			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
木津川氾濫	4,179	858	—*	673

\*京都府マルチハザード情報提供システム公表によるデータの浸水深区分では、半壊（1.5m 以上-2.0m 未満）と床上浸水（0.5m 以上-1.5m 未満）の区分ができないため、危険側にとり「0.5m 以上-2.0m 未満」は全て「半壊」としている。

#### 4. 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、以下に示すとおりです。

災害で損壊した家屋から発生するがれき類や片付けごみだけでなく、被災者や避難者の生活で発生するごみや簡易トイレ等から発生するし尿も対象としています。

種 類		内 訳
地震、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない、不燃系の廃棄物
	畳・布団	災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電（4品目）	災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電	災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、自転車
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
	有害物及び危険物	アスベスト含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、太陽光パネル等
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石膏ボード等	
被災者又は避難者の生活に伴って発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)
	し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿 (観光客等による避難所利用による発生も対象に含む。)

#### 5. 災害廃棄物発生量

対象としている災害では、以下に示す量の災害廃棄物の発生が想定されています。

生駒断層帯地震の場合 416 千 t、木津川氾濫の場合は 509 千 t の災害廃棄物が発生する見込です。これは精華町から発生するごみ量の 40～50 年分に相当します。

また、地震災害では建物の損壊等で発生するがれき類が多く、風水害被害では浸水により使えなくなった家具や電化製品などの片付けごみが多く発生すると想定されています。

災害種別	災害廃棄物の組成 (千 t)						合計 (千 t)
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	
生駒断層帯地震	19	103	197	2	65	30	416
木津川氾濫	22	359	50	3	11	64	509

## 6. 避難者によるごみ、し尿等

生駒断層帯地震では、最大 11,400 人の避難者が発生すると想定※されています。

その場合、各避難所からは合計で 1 日当たり 9 t のごみが発生するほか、避難所等に設置した仮設トイレからは、約 20kL のし尿が発生すると想定されています。

また、避難者が全員仮設トイレを利用すると想定した場合、必要となる仮設トイレの数は以下ようになります。仮設トイレについては、町による備蓄だけでなく、事業者への応援協定（レンタル）等により、必要数を確保すると共に、不足する場合は、携帯トイレ・段ボールトイレも活用します。

※「京都府地震被害想定調査結果」（平成 20 年 京都府）より

避難者数	1 基当たり仮設トイレ利用者の目安		
	100 人/基	75 人/基	20 人/基
11,400 人	114 基	152 基	570 基

## 7. 処理の基本方針

災害廃棄物は、以下の 4 つの基本方針に基づき適正・迅速に処理を行い、安全・環境に配慮しつつ、出来るだけ資源化を行うことで復興・復旧に役立てます。

また、発生から概ね 3 年以内での処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

衛生的かつ迅速な処理	処理の協力・支援、連携
分別・再生利用の推進	環境に配慮した処理

## 8. 損壊家屋の撤去・解体について

災害で被災し、撤去・解体が必要となった損壊家屋について、がれきの撤去や家屋の解体は、原則として対象家屋の所有者の負担において行います。

ただし、災害の規模により国が特例措置を講じた場合は、町が主体となって撤去・解体（公費解体）を行います。

## 9. 災害廃棄物の処理

がれき類は、環境の森センター・きづがわでの処理が困難なため、協定締結済みの民間の産業廃棄物処理業者等へ処理を委託します。

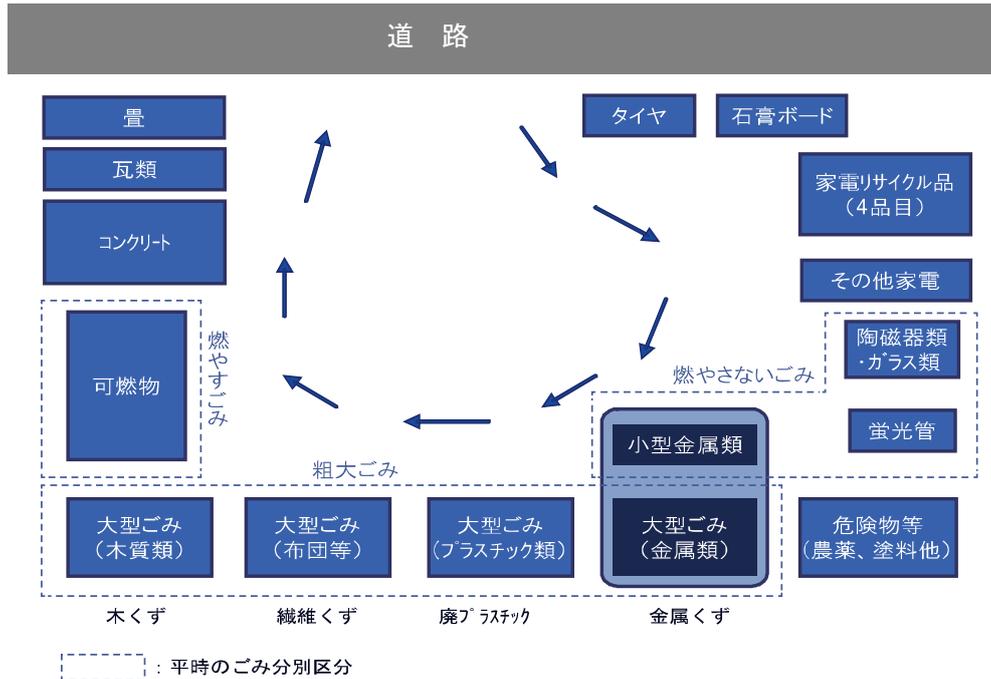
それ以外の片付けごみや避難所ごみ等は、原則として平常時と同じ処理体制で処理を行います。ただし、環境の森センター・きづがわでの処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合は、応援市町村や民間の処理業者に処理を依頼します。

また、災害廃棄物の処理については、分別を徹底することで出来る限り資源化を進めて復旧・復興資材として活用します。資源化が困難な廃棄物についても焼却等の減量化により、最終処分量の削減を図ります。

## 10. 仮置場

災害廃棄物は、大量にかつ短期間に排出されるという特徴があるため、仮置場には、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を一時的に保管するためだけでなく、大量の災害廃棄物を被災現場から移動させることで、速やかな復興・復旧に向けた対応を行いやすくするための役割があります。

仮置場は住民が直接災害廃棄物や片付けごみを持ち込む一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場に分けられます。また、これ以外に、被害状況によっては住民の利便性や生活環境・空間の確保・復旧を考慮して、被災した住民が一時的に家屋から搬出した災害廃棄物を集積する場所として、身近な公園等に住民用仮置場の設置も検討します。



「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル（京都府府民環境部循環型社会推進課）」を一部加工

## 11. 住民への広報

災害廃棄物の処理等に関する情報は、以下の方法・内容を参考に発信します。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用します。ホームページやSNS、回覧板等での情報発信は、迅速に対応出来るよう、平常時から文面等のひな形を準備しておきます。

項目	内容
全般	災害廃棄物の収集方法、排出場所、排出可能期間と時間、排出方法、要配慮者に対する補助や支援に関する情報、不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止等
仮置場の設置状況	仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物等
災害廃棄物処理の進捗状況	災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等

この概要版の本編は、精華町ホームページに掲載しています。

お問い合わせ先  
 精華町 健康福祉環境部 環境推進課  
 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地  
 電話番号：0774-95-1925  
 ファクス：0774-95-3973



町ホームページ